

会 議 録

会議名	平成26年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成27年1月23日（金）午前10時00分～午前12時00分		
開催場所	小金井市商工会館2階小会議室		
出席者	委員	石井忠史、益田あゆみ、小林貢、小林功、松平貴、藤本裕	
	その他	なし	
	事務局	當麻光弘 経済課長 鈴木富美 産業振興係主任	
傍聴の可否	○可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成26年度 第2回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成27年1月23日（金）

午前10時00分～午前12時00分

場 所：小金井市商工会館2階小会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成26年度融資あっせん・実行状況について
- (2) 平成27年度経営安定化緊急資金の取扱いについて
- (3) セーフティネット保証5号について
- (4) その他

3 閉 会

配布資料

資料1 平成26年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計表

資料2 平成27年度の経営安定化緊急資金の取扱いについて

資料3 セーフティネット保証5号について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

新委員の紹介。

本日、委員全員の出席を得ているため、小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成26年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、議事進行は会長にお願いした。

2 議 事

(1) 平成26年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料1を基に、平成26年12月31日現在の平成26年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明・報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 借入れ履歴別で初めての方が多いい理由は。

事務局： 金融機関で紹介を受け、申請するケースが増えている。

委 員： 昨年と比較して否決件数が多いが理由は。

事務局： 保証条件に合わないもの3件。返済能力不足1件。保証対象外業種1件。過去に事故歴あり1件。実績不足1件。

委 員： 保証条件に合うか合わないかのチェックを事務局では行っていないのか。

事務局： 市では、市の要件にあっているか否かの確認のみを行っている。要件に合っていれば、あっせんを行っている。融資実行の判断については、金融機関と保証協会で過去の実績や経営状況等を審査したうえでやっている。

委 員： 否決になった場合、なぜ保証条件に合わなかったのか理由の説明がなければ、次に申込みをする際に活かすことができない。その対応はどのように行っているか。

事務局： 否決の場合、金融機関から申請者に対して通知している。細かい理由についても金融機関から説明を行っていると思っている。

(2) 平成27年度経営安定化緊急資金の取扱いについて

事務局： 別添資料2を基に、経営安定化緊急資金融資あっせん制度の1年間延長を検討したい旨の提案を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員： 事業者の選択肢が多い方がよい。借受人の利率も低いので、1年間延長した方がよいのではないかと。

委員： 小金井市は小規模企業が多いので、小規模企業振興基本法に基づき、融資のメニューでも事業者を応援し、拡充することを求める。

1年間の延長は賛成。今後、新たなつなぎ融資やクイック融資などのメニューも増設してもらいたいと思っている。

委員： 制度の趣旨を鑑み、1年間の延長には異論なし。

ここ数年間は、申込み金額と件数が減少基調にある。保証料の自己負担が増えることになると、更に減少傾向になると想定される。今後、世の中の景気が下降傾向になった場合、保証料の負担率の見直しも積極的に考えることができるという前提でよいか。

事務局： 景気等の状況などに応じて、この審議会にて検討いただき、負担率の変更を行うことは可能。

委員： 現下の経済状況は依然として厳しい状況が続いている。他のメニューとの併用可能であることから、1年間の延長が望ましいと考える。

委員： 保証料補助率も変更になるので、1年間延長するのがよいと思う。

必要に応じて制度の要件等を変更することは可能か。

事務局： 手続きを踏めば変更可能。

委員： 売上の状況は変わっていないが、消費税納税が厳しいという声も聞く。売上げ減少以外を要件にすることも検討して欲しい。

委員長： 全員一致で経営安定化緊急資金融資あっせん制度について、1年間延長することにしたい。

(3) セーフティネット保証5号について

事務局： 別添資料3を基に、セーフティネット保証5号の概要と小金井市における平成26年12月末現在の認定申請件数等について説明した。

*主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

質疑応答は以下の通り。

委員： セーフティネット保証5号は、認定手続きだけが市の窓口と聞いているが。

事務局： 市では認定手続きだけを行っているため、申込み先の金融機関や申込金額、実行の有無等については把握してない。

委員： 申込の件数についてはどのような状況か。

事務局： 対象業種が少なくなってしまったため、申込件数も少なくなっている。

委員： 認定業種はどこで調べられるか。

事務局： 市に問合せをいただいても回答できるが、中小企業庁や市のホームページにも掲載している。

（4）その他

ア あっせん資金種類の見直しについて

事務局： 前回の審議会において、制度創設以来、全く申請のない「大型店対策事業資金」「産業振興資金」の継続の必要性について、ご意見をいただいたところである。その後、事務局において検討し、いずれもの資金についても、少なくとも平成27年度までは継続することとした旨を報告した。

「大型店対策事業資金」については、近いうちに市内に大型店開店の可能性があることが継続の理由。「産業振興資金」については、平成26年4月に東小金井事業創造センター（K-O-T-O）が開設したことや、農工大・多摩小金井ベンチャーポートのIM室に聴取したところ、十分に利用の可能性があるとの回答があったことが継続の理由。

昨年11月には東小金井事業創造センター（K-O-T-O）で入居者を対象に融資あっせん制度の説明を行った。今後も市報・ホームページに加え、関係施設や関係団体に協力をお願いしながら、まずは周知に努め、その上で利用状況等を見ながら検討したい。

この件については、また審議会でも適宜報告する。

イ 産業振興資金融資あっせん要綱の一部改正について

事務局： 前回の審議会でも「産業振興資金融資あっせん要綱」について、文言等修正の一部改正が漏れていたことを報告したところである。その後、適正に改正したのでその旨報告。

*主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

ウ 平成27年度以降の審議会の開催について

事務局： これまで、年に2回（10月と1月）に審議会を開催し、10月には「緊急対策としての保証料全額補助の継続について」を主な議題とし、1月には「経営安定化緊急資金の取扱いについて」を主な議題としていたところである。保証料全額補助については平成26年度を以って一旦終了することとしたため、今後、新たな議題がない場合は、審議会の開催を年1回とし、開催時期については、10月を予定している旨の報告をした。

3 閉 会

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

※ 各議題の資料については、図書館本館、議会図書室（小金井市役所本庁舎4階）、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎6階）にて閲覧できます。